

議案第 13 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）による国家公務員の退職手当制度に準じ、退職手当の額の支給水準を引き下げるとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第4項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第1項」を「第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、同項第1号中「(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「第1項」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

附則第5項及び第6項を次のように改める。

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項、第4項、第7項又は第8項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和59年改正条例附則第3項又は第5項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第10項中「あつて」を「あつて」に、「第2条の3から第5条の3まで及び第

6条から第6条の5まで」を「給与制度改革条例第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5」に、「退職手当の額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が給与制度改革条例第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として給与制度改革条例第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104分の87)を乗じて得た額及び第6条の4の規定により計算した額の合計額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に、「昭和59年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額又は給与制度改革条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の3」を「平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が平成21年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として平成21年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104分の87)を乗じて得た額又は職員の退職手当に関する条例第2条の4」に、「もって」を「もつて」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条又は第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新

条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定にかかわらず」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改める。

附則第 3 項中「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第 3 条第 1 項」に、「36 年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改める。

附則第 6 項中「、新条例第 5 条から第 5 条の 3 までの規定にかかわらず」を削る。

第 3 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「44 年」を「42 年」に改める。

第 4 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例及び次項において「条例第 17 号」を「昭和 59 年改正条例」に、「昭和 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下この条例及び次項において「条例第 33 号」を「平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」に、「退職手当の額が、新条例」を「額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 87)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に、「附則第 7 項の規定による改正後の条例第 17 号」を「昭和 59 年改正条例」に、「附則第 8 項の規定による改正後の条例第 33 号」を「平成 15 年改正条例」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削る。

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第 5 項(新退職手当条例附則第 7 項及び第 3 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 12 項においてその例による場合を含む。)及び第 6 項の規定の適用については、新退職手当条例附則第 5 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とし、新退職手当条例附則第 10 項の規定に適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 92」とする。
- 3 第 2 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項(同条例附則第 6 項においてその例による場合を含む。)及び第 3 項の規定の適用については、同条例附則第 2 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。
- 4 第 4 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定に適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 92」とする。